

公共事業再評価調書(4回目再評価)

所管課： 道路街路課

1 事業概要	事業名：一般県道東風平豊見城線道路改築事業		前再評価年度：令和元年度		
	事業種別：一般県道改築事業	事業主体：沖縄県		(H10～R5)	
	事業箇所：豊見城市	根拠法令：道路法		事業期間：H10～R10	
	(22,858) 総事業費(百万円)：24,370	費用内訳：補助 9/10		事業量：L=4.67km、W=30.0m	
(整備目的)	一般県道東風平豊見城線は、八重瀬町字東風平を起点とし、豊見城市豊崎に至る総延長9.1kmの道路である。現在、豊見城市豊見城交差点から豊崎に至る4.67kmの改築事業を推進している。 この事業により、那覇市と豊見城市及び糸満市が連結され、国道331号、県道11号線、県道256号線、県道7号線等の慢性的な交通渋滞を緩和し、地域間連携の強化、土地利用の増進、観光振興等に寄与するものである。				
1-2 前再評価以降の計画変更	事業期間及び事業費の変更				
2 再評価該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業の中止 <input type="checkbox"/> ③ その他()				
3 再評価に至った主な要因	<input checked="" type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨ その他(関係機関との協議)				
(具体的理由)	・単価不満、相統協議の難航等により、用地の取得に時間を要し工事着手が遅れている。				
4 事業の進捗状況	項目	事業費(百万円)	整備(km)	用地取得(千㎡)	
	計画	24,370	4.67	101.0	
	実施済	23,331	4.30	100.7	
	率	96%	92%	99%	
4-2 前再評価以降の主な進捗	用地取得及び工事進捗を図った。				
5 事業効果の評価指標	① 走行時間短縮	110,881		① 事業費	23,047
	② 走行経費低減	8,858		② 維持管理費	650
	③ 交通事故減少	300			
	(検討年50年) (基準年R6) (単位:百万円)	総便益	120,039	総費用	23,697
	基準年換算(B)	45,602	基準年換算(C)	43,555	
	費用便益比 (B/C) = 45,602 / 43,555 = 1.05				
6 事業を巡る状況の変化	① 社会・経済				
	・ 令和2年6月に大型商業施設がオープンしており、新たなショッピングモールに水族館等、新たな観光需要・雇用の創出が進んでいる。 ・ 国道506号(小禄道路)の整備が進められており、周辺の交通状況に変化が生じている。 ・ 豊見城市の人口・世帯数は年々増加しており、令和元年度に対して人口は約2%増加、世帯数は約10%増加している。				
	② 地元・自治体：・ 令和6年度に開催した南部市町村との行政懇談会において、当該路線の早期整備の要望があった。				
	③ 利害関係者：・ 単価不満、相統協議の難航等の地権者がいる。				
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など：				
	・ 豊崎地区の発展に伴い、事業区間の周辺道路は、慢性的な交通渋滞を呈していることから、早急な渋滞緩和、アクセス機能の強化が必要である。				
	② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)：				
	・ 終点側の豊崎地区および与根地区は供用済みであり、国道331号豊見城道路と豊見城糸満線に連結している。また、用地の99%が取得済となっていることから、現計画の推進が効率的である。				
	③ 事業効果の発現状況：				
	・ 渡橋名地区および上田地区の一部で、暫定供用しているものの、前後の道路が未整備のため、十分な効果が発現していない。				
8 今後の対応・見直し	① 事業計画等： 用地取得を速やかに完了させ、予定の事業期間での完了を目指す。				
	② 対住民関係： 引き続き用地交渉を重ね速やかな用地取得を目指す。難航用地については、任意交渉と並行し土地収用法による手続きを進め、令和9年度までの取得完了を目指す。				
	③ 執行体制等： 現在の体制で取り組む。				
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止				
10 その他 (前再評価での主な意見等)	用地取得に時間を要しているようだが、重要性や公益性の高い事業において、早期に事業効果を発現できるような仕組みについて検討してはどうか。				

* 1事業概要 の上段()は前再評価時点の計画